

京都府の放射性物質検査体制等について（平成23年度）

放射性物質検査は、国と東北・関東17都県が連携して、総合的な検査が実施されているが、京都府においては、安心・安全を一層確かなものとするため、府内に流通する府外産農産物等及び府内産農産物等の検査を実施し、結果は速やかに公表している。

1 国と東北・関東17都県による農産物等産地検査体制

- （目的） 暫定規制値を超えた食品の流通防止
- （根拠） 原子力災害対策特別措置法に基づき国が県へ指示
- （内容） 福島県及び周辺16都県が産地検査を実施

2 京都府における食品検査体制（府独自検査）

【検査結果】～府ホームページで即座に公表

（平成23年12月31日現在）

検査品目		検査結果
流通する府外産農産物等	ネギ、レタス、キャベツ（群馬県産）白菜、チンゲンサイ、キャベツ（茨城県産）、製茶（静岡県産）米（宮城・新潟・秋田各県産）等	<p>●全て暫定規制値以下</p> <p>【暫定規制値】放射性ヨウ素：2,000 Bq/kg 放射性セシウム：500 Bq/kg</p> <p>* 35 検体検査</p>
	調整粉乳	<p>●不検出</p> <p>* 4 検体検査</p>
府内産農産物等	府内産の米、野菜、茶、原乳、牛肉、鶏卵、水産物等	<p>●全て不検出</p> <p>* 416 検体検査</p>

【検査体制】

●流通する府外産農産物等

- （目的） 国の検査に加え安心・安全をより確かなものにするため
- （根拠） 食品衛生法
- （内容） 福島県及び周辺16都県産を中心に、キャベツや牛乳、お茶、米などをモニタリング検査

■ 3月～ モニタリング検査開始

- ・ 2, 3週間に1回流通調査を実施。流通品があれば検査
- ・ 保健環境研究所で検査

- 12月～ **食品専用ゲルマニウム半導体検出器等を導入し検査体制を強化**
- ・検査対象品目、検査対象地域を拡大
 - 日常的に摂取する食品を中心に加工食品やこどもが口にする食品など
 - 月3検体から16検体に増加
- 府内と畜場でと畜された牛肉用に簡易迅速検査機器を導入**
- 抽出検査を月1検体から8検体に増加

●**府内産農産物等**

- (目的) 府内産農産物等の風評被害防止
(根拠) 京都府食の安心・安全推進条例
(内容) 府内のほ場、水揚げ漁港等からサンプリングした米、野菜、茶、原乳、水産物等府内の主要産物を対象にモニタリング検査。

- 4月～ **モニタリング検査開始**
- ・毎月1回2品目検査
 - ・保健環境研究所で検査

- 6月～ **5月補正予算により府内産農産物等の検査体制を強化**
- ・検査頻度を増加
 - 1カ月に2回の定期検査
 - ・検査対象品目、検体数を拡大
 - 年間で20品目・200検体
 - ・検査数の増加に対応するため民間検査機関に委託

- 10月～ **スクリーニング検査用迅速検査機器を導入し検査体制をさらに強化**

■**府内産農産物に影響する可能性がある環境放射線量等の状況**

- ・環境放射線（府内15カ所で測定）は現在に至るまで通常の数値。
 - ・定時降下物（保健環境研究所で測定）も不検出。
- ともに福島原発事故の前後で変化は認められない。

平成24年度京都府における放射性物質検査体制について

府民が飲食する食品をモニタリング検査

流通食品

- 検査目的
食品の安全性確保により府民の健康を保護（暫定規制値を上回る食品が食用に供することがないよう処置）
- 検査対象
府内に流通している食品を検査

府内で生産する農産物等

- 検査目的
府内産農産物等の風評被害防止
- 検査対象
府内産物を出荷時期・地域ごとに産地検査

サンプリング場所

市場・スーパー等

サンプリング場所

産地（ほ場・水揚げ漁港等）

- 検査品目
・飲料水・乳児用食品・牛乳・一般食品
★日常的に摂取する食品を中心に加工食品やこどもが口にする食品に拡大

- 検査計画
・流通状況を把握し抜き打ちで検査
★検査品目・検体数を増加
（国の新たな規格基準に対応）

	24（案）	23実績
検体数	調整中	39 （～12月）

- 検査機関
府保健環境研究所

- 根拠法令等
・食品衛生法第6条第2号「有害なもの等が食用に供することがないよう対応」
★京都府食品衛生監視指導計画

- 検査品目
・米、野菜、茶、原乳、水産物等府内主要農産物等
・市町村と連携して検査品目・検体を選定

- 検査計画
・出荷時期・産地毎に定期的に検査
★検査品目は同様
検査頻度は状況に応じて柔軟対応

	24（案）	23実績
検体数	調整中	416 （～12月）

- 検査機関
府農林水産技術センター（スクリーニング検査）
↓ 規制値の1/2以上の場合
府保健環境研究所（精密検査）

- 根拠法令等
京都府食の安心・安全推進条例
第19条「緊急時の安全性調査」
*ほ場の農産物等は食品衛生法の対象外

公表方法 ～風評被害につながらないように丁寧な説明を付加し速やかに公表

- ・結果は速やかに府HPで公表（同時に国公表）
- ・基準値を超えた場合はプレス発表